

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。アスベスト被害の質問をさせていただきます。本日は、傍聴席にアスベスト被害の当事者の方々、御家族、関係者の方々、それを支援いただいた方々、そして弁護団の弁護士の皆さん、多くの方が傍聴に来られておられます。筆舌に尽くし難い苦しみの中でお亡くなりになった多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、いまだ苦しみの中で闘病されている多くの方々、その御家族、関係者に心よりお見舞いを申し上げます。

この後、アスベスト被害救済の法案の採決がございますけれども、まず田村大臣に、傍聴席におられる方々に対するメッセージをお願いいたします。

○田村国務大臣 建設アスベストの被害者の方々に対しましては、国が規制権限を適切に行使しなかつたことにより、石綿による健康被害を被つた

ことについて、被害者の方々や御遺族の方々の長期間にわたる御負担や苦しみ、悲しみに思いを致し、厚生労働大臣の職務を担う者として、心からおわび申し上げます。

政府といたしましては、最高裁判所の判決や与党取りまとめを踏まえ、原告団また弁護団の考えを十分に尊重させていただきまして、令和三年五月十八日に原告団、弁護団との間で基本合意を結ばせていただいたところであります。

また、現在訴訟をされている方々以外にも、健康被害に苦しまれ、今後発症される方もいらっしゃるかと考えられ、政府としても、こうした皆様への給付金制度の実現のために立法化に最大限協力をしてまいりました。

法案は議員立法で提出されるものと承知いたしておりますが、法案が成立した場合には、法案に基づく給付金制度の実施について万全を期してまいりたいと考えております。

○長妻委員 本日に、国会の延長がないということ、終盤ぎりぎりのところで今日採決があるということであります。これは、被害者の方々の高齢化が進んでいることも含めて、訴訟によらずに迅速に給付金等の支給を行うための措置を講ずるために、司法型ではなくて行政型で解決を図っていただく、その一環での議員立法ということでございますが、この議員立法にはまだまだ救済が行き届いていない部分がございますので、それについては、附則二条という条文を入れておるところでございます。

配付資料の一ページ目でございますが、入れ込

んだ条文、附則第二条、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と。「国は、」ということ、これは基本的には厚生労働省を中心とした、経済産業省、国交省も入るとは思いますけれども、そういうところが主に担っていただく条項でございます。

そして、与党の資料もつけさせていただきましたが、三ページ、四ページですね。与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム、令和三年五月十七日の資料、建設アスベスト訴訟の早期解決に向けてというところで、四ページの「その他」というところにこういう一文が入っております。「最高裁判決や確定した高裁判決は、建材メーカーの責任を明示していることから、建材メーカーや業界等の動きを踏まえつつ、引き続き、本プロジェクトチームにおいて、建材メーカーの対応の在り方について、検討する。」とあります。これはしっかりやっていただきたいと思っております。我々野党もしっかりやってまいります。

今、附則の二条でございますけれども、特にこの中でも、国以外の者による損害賠償、この点についてちよつと質疑をさせていただきたいと思っております。

ここで国以外の者というのは一体どなたなのかということでございますが、これは法案策定の中で明白でございますが、アスベストを含有する建

築材料を製造あるいは販売している者ということ
でございます。

そして、そういう者は、今百五十社ほど存続している会社であるということで、そのうち全てを訴訟対象にするというのは相当な時間、労力がかかるということ、そのうち四十数社が訴訟対象になっている、これはまだ続いている部分もございます。その中で、敗訴が確定した、つまり、負けが確定したのが十社、十社は共同不法行為責任ということで確定をしているところでございますが、これも、今後ずっと裁判を何年も何年も繰り返して、一つ一つの企業から賠償を、審議するというのは日が暮れてしまいますし、相当な時間がかかってまいりますので、これについても、ここに、附則二条にございますように、今後の課題としてしっかり取り組まなきゃいけないということでございます。

そこで、経済産業省が建材メーカーの所管の省庁でございます、経済産業省に野党の方から要請をいたしました。それが五ページでございます。ここにもございますけれども、我々の方からも要請をいたしまして、経産省は、各業界団体に、五ページにあるような通知を出していただきました。それぞれの建材メーカーに、それぞれ、生産量、そして建材ごとのアスベスト使用量について調査をしていただいた。六ページ目、調査対象はこの十二の業界団体。アスベスト含有建築材料を作ったり販売しているところを束ねる十二の業界団体に調査をかけていただきました、経産省がですね。

そうしましたら、非常に残念なことに、七ページのようなことで回答が来たようでございます。七ページ、全てゼロ回答でした、回答がございませんでした。

理由としては、関係工業会等十二団体、当該統計を取っていない、あるいはメーカーごとの内訳を保有していない、文書保存期間を超過しているため捨てちゃった、個社の了解が取れないなどなど、ない、ない、ない、ない、ないのオンパレードでございます。これは本当にならないのかなと思うんですね。

そこで、今日、経産省からも来ていただいておりますけれども、業界団体に聞いて、ないということであれば、先ほど申し上げました百五十社について、それぞれ優先順位をつけて、それぞれの会社に、経済産業省の方から、アスベスト含有の建材の生産量、使用量、販売量、そしてそれぞれのアスベストがどのくらい含まれていたのか、年次、年ごとに教えてほしいというような調査をかけていただきたいと思うんですが、経産省、いかがでございますか。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の調査につきましては、先ほど御紹介があったように、五月十日までにデータを提供するように依頼したところでございますが、各工業会からは、当該統計を取っていない、メーカーごとの内訳を保有していない、ないし、個社の了解が取れない等の理由により、依頼したデータの提供はなされなかったところでございます。

ここに、申し述べましたように、工業会のデー

タ提供が困難な理由の一つとして、個社の了解が取れないことというのも挙げられているところでございます。また、承知する限り、一連の裁判においてもこういったデータを提出していないメーカーがある、このように承知しているところでございます。

一般論として申し上げます、各企業の情報、これを公表するか否かについては各企業の判断に委ねられているというところでございまして、いずれにいたしましても、経済産業省としては、建設アスベストに係る問題の早期解決に向けまして、建材業界を所管する立場からどのようなことができるか、司法判断も踏まえて、引き続きしっかりと検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○長妻委員 経産省もゼロ回答じゃないですか。

これは、データを出さない、ちょっと言葉は本当に悪いんですけども、ぐるだと思われますよ。これだけ最高裁で断罪されているわけですよ。与党のPTでも我々野党でも大きな問題意識を持っているわけで、附則二条にも明確に書いてあるんですよ。

経産省、今おっしゃったのは、裁判でも出していないんだからどうせ出ないだろう、聞いても無駄じゃないのかというようなことなのかもしれないんですが、裁判で負けたのは十社なんです。ですから、それは出さないというところもあるかもしれない。それを強制力をもって、法的根拠がないでしょうから、こじ開けて出させるというのは恐らく無理なのかもしれないんですが、これもいろいろ

る議論のあるところですからけれども、ただ、駄目元で、では、出さないということだったら仕方がないけれども、百五十社に聞くだけ聞くというのも駄目なんですか。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの繰り返しのところもございしますが、各企業の情報を公表するか否かについては各企業の判断ということになります。その上で、先ほどの、野党のプロジェクトチームの方の要請にも応じましてやった調査におきましても、データ提供が困難な理由の一つとして、個社の了解が取れないことも挙げられているところでございます。

今後につきまして、経済産業省といたしましては、建材業界を所管する立場から……

○とかしき委員長 簡潔にお願いします。

○柴田政府参考人 どのようなことができるか、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○長妻委員 いや、だから、今おっしゃっていたのは、出す出さないは企業の判断です、これはそのとおりですよ。出す出さないは企業の判断だから聞かない、それは論理的におかしくないですか。

出す出さないは企業の判断でいいですよ。でも、聞いてもいいじゃないですか。何で聞かないんですか。出す出さないは企業の判断だからと理屈をおっしゃいましたけれども、いや、だから、私も全部持つてこいとか言っているわけじゃないんですよ。全部聞いてほしいと言っているんですよ。なぜですか。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、先般の三月二十六日に行つて、十日に回答期限を設定した調査におきましてはデータが提供されなかったということで、その中で、個社の了解が取れない、こういったことも理由に挙げられているわけです。

その中におきまして、今後どうしていくかというところでございしますが、今後、国以外の者の責任補償の在り方についても検討されていくという中において、どのようなことができるのか、経産省といたしましても、司法判断も踏まえつつ、引き続きしっかりと検討してまいりたい、こういうことでございます。

○長妻委員 いやいや、これは私がただ思いつきで言っているんじゃないかと、附則二条にちゃんと書いてあるわけですし、今、個社の了解が取れないというのは、経産省が出していただいた四つの理由の一つなんですね。

ですから、個社の了解が取れないのは全部の社じゃないわけでしょうし、しかも、経産省が直に聞いたところも教えていただけられるかもしれないので。全部が全部、個社の了解が取れない、四つのうちの一つの理由なんですね。聞くだけ聞いていただくというのがなぜできないんですか。何か法律違反に、法律に抵触するんですか、聞くこと自体が、経産省はしよつちゅう聞いていないじゃないですか、いろいろなデータを。

あるいは、これはちよつと言いたくはないですが、建材メーカーを非常に大切に思つておられるいろいろな方々から経産省にいろいろなお話があつて、なかなかブレイキがかかっているのかなと

いうようなことも私は勘ぐつてしまふんですよ。これはお願いしますよ。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

提案されている法律の附則二条におきまして、国以外の者による補償の在り方について検討を加えとありますので、この検討の中において、そういったことについても検討してまいることになるのではないかと、このように考えております。

○長妻委員 委員長、是非理事会で、この資料というか、調査をしていただくというようなことについても協議いただきたいと思うんですけども。

○とかしき委員長 ただいまの件に対しましては、理事会で協議いたします。

○長妻委員 時間も参りましたので、今、与党の方も聞いていただいたと思えますが、いいんですかね、経産省が言っていることを追認して、与党も。おかしいと思いませんか、与党の皆さん。聞くだけ聞いてもいいんじゃないですか。与党の皆さん、どうなんですか、声を上げてくださいよ。どう思いますか、これは。

○とかしき委員長 申合せの時間が来ておりますので、よろしくお願いいたします。

○長妻委員 では、時間が来ましたので終わりますが、与党の方も、おかしいと思つたら声を上げてくださいよ、与野党関係ないですから。お願いします。

ありがとうございました。